

(別紙様式4)

【キャリア形成促進プログラム認定後の公表様式】

令和6年10月1日※1  
(前回公表年月日:令和4年10月1日)

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
京都医健専門学校	平成17年3月3日	藤田 裕之	〒604-8203 京都市中京区衣棚町51-2 (電話) 075-257-6507				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人 滋慶コミュニケーションアート	平成17年3月3日	竹本 雅信	〒604-8203 京都市中京区衣棚町51-2 (電話) 075-257-6507				
正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称		昼夜の別	開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間
正規課程	教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程 精神保健福祉科		夜間	平成29年4月1日	40人	1年
開講時期	前期:4月1日～8月31日 後期:9月1日～3月31日			直近の修了者数	修了者のうち就職者数	修了者のうち就業者数	
				14人	7人	3人	
プログラムの目的	本プログラムは4年制大学卒業者等、一定の社会人経験を積んだものを主な対象としている。精神医療及び福祉を取り巻く環境は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者総合支援法の施行など、大きく変化している。今後の精神保健福祉士には、精神障害を抱えるクライアント等の人権を尊重し、利用者の立場に立つて、これらの役割を適切に果たすことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められている。このような精神保健福祉士という職業特性上、社会人経験が全くないものよりも、ある程度、経験を積んだものが、新たに専門技能を習得し、幅広い人間性を備えた上でクライアントと接した方が信頼関係を得やすいことがある。以上のような背景のもと、社会人の新たなキャリア形成を促進することを本プログラムの目的とする。						
対象とする職業の種類	精神保健福祉士	身に付けることのできる能力		■身に付けられる知識、技術及び技能 ・精神科医療や精神保健福祉等に関する「知識」、精神保健福祉士としての「価値」及び生活支援のための「技術」を身に付けている。  ■得られる能力 ・ヒューマンケアのための基本的能力と、ひとのこころに関わるための倫理感と専門的能力 ・資格の取得ができ、精神保健福祉臨床で実践可能な能力。			
カリキュラム内容	精神保健福祉法改正を受けて「入院医療中心から地域生活中心へ」というビジョンの具現化が進む中、専門職としての資質の向上は、精神障害者の福祉の向上や精神科医療の質の担保につながる。精神科病院から送り出す力、地域側の支える力、地域を創る力が精神保健福祉士に求められている。このような背景を受けて、本プログラムでは現任者(精神保健福祉士)や当事者から話を聞く機会を持ち、専門性の高い専門職の養成を行う。卒業生の研究会とも連携し卒業後研修を実施し、高度な専門性を持つ職業人の育成を行う。						
総授業時数又は単位数	1200時間	要件該当授業時数又は単位数	1200時間	企業等連携授業時数又は単位数	210時間	要件該当授業時数/総授業時数	100%
社会人が受講しやすい工夫	■社会人が受講しやすい工夫の内容 夜間1年制のカリキュラム。土曜日、日曜日に模擬試験や国家試験対策を開講。ICTを活用し、充実した就職サポートを行う。定期的に個別面談を行い、学業だけでなく生活状況の把握をおこなっている。  ■修了時に付与される資格等: 有・無 ※有の場合、資格等の詳細を記入						
成績評価の基準・方法	各科目について出席率、授業態度、試験の成績、レポート並びに課題の成績を総合的に勘案し、次項に定める5段階評価とする。 A…100～90点 — 合格 B… 89～80点 — 合格 C… 79～70点 — 合格 D… 69～60点 — 合格 F… 59～0点 — 不合格 相談援助実習では実習施設で実習指導者のもと、相談援助の実践を行う。本プログラムで「身に付けることのできる能力」が現場で発揮できているか、実習指導者により適切に評価されたものを参考に学内で最終評価を行う。		プログラム修了要件	履修すべき科目のうち、履修を認定されない科目(不合格)が1科目以上あれば、原則卒業できない。			
当該プログラムホームページURL	URL: <a href="http://www.kyoto-iken.ac.jp">http://www.kyoto-iken.ac.jp</a>						
(別途、以下の資料を提出) * 学則 * 推薦プログラムのパンフレット、シラバス等 * 履修証明書のサンプル(推薦プログラムが履修証明プログラムの場合)							

1.「対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

実習施設(企業)の選定については、本校の教育目標および教育方針に賛同し、かつ学生の受け入れについて同意の得られた医療・福祉機関としています。さらに、実習指導者は相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会修了者とし、1名の実習指導者が学生1名ないし2名を担当する体制をとっています。また、教育課程編成委員会や講師会等において、業界・団体の方の意見や動向、要望などを取り入れ、授業内容の見直しや授業方法の改善・工夫等を行っていきます。連携先とは人間的な関わり合いを深め、理解力、判断力を養うために、実践現場と講義などで学んだ知識が融合されるよう、実習指導者とも協働して養成を進めていきます。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は、理事会のもとに設置され、委員会の適切な運営は理事長が担保することになっていきます。また、学校運営においては、教員組織規則において、「委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報、意見を十分に活かし、実績的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める」ことが明記され、この定めに従い、委員会を運営します。委員会で提案された意見は、学科会議で具体的な実践方法を検討し、教育課程編成に取り入れます。作成された教育課程は教務部長・事務局長・学校長の承認を経て実施されます。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤田 裕之	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
竹本 雅信	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
生出 貴也	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
鳥嶋 勝博	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
宮江 真矢	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
濱田 恵	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
花島 正晃	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
泉 洋一	佛教大学 福祉教育開発センター 京都精神保健福祉士協会	R6.4.1～R7.3.31	①
相馬 佐保	湖南地域障害者働き・暮らし応援センター「りらく」	R6.4.1～R7.3.31	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載ください。)

①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役職員

②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者

③推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年6月29日 19:30～20:30

第2回 令和6年3月12日 18:30～19:40

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

精神保健福祉士に求められている役割の変化に応じて、活動、実践できる人材を養成するため、精神保健福祉における理念、視点や関係性等の基礎的な枠組みを習得し、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職としての存在意義や役割について理解ができるよう工夫する。

障害を抱える学生に対する合理的配慮についても具体的に実施できている。

(別途、以下の資料を提出)

\* 教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程

\* 教育課程編成委員会等の規則

\* 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由(推薦プログラムと対象とする職業との関係等)※別紙様式3-1

\* 学校又は法人の組織図

\* 教育課程編成委員会等の開催記録

2.「企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別の定めるところにより、授業等の総時間数の一定割合以上を占めていること。」関係

(1)企業等と連携して行う授業における連携の基本方針

学生の多様化、実習先の増加に伴い、良い学びのために情報共有を積極的におこなう。今後も社会福祉士の活躍の場は広がることが予想されるため、連携先を広げていく。

(2)企業等と連携して行う授業における連携内容

※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

ソーシャルワーク演習・ソーシャルワーク実習指導では、精神保健福祉士の活動領域や活動内容を知るだけでなく、そこで活動するために必要な知識や技術をグループワークや、卒業生・ゲストスピーカーへのインタビューなどを通じて学ぶ。また、対人コミュニケーションを通じて、自分自身の特徴を知ること、セルフケアについても学ぶ。

(3)実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
ソーシャルワーク実習	実習を通してソーシャルワーカーとしての自覚を促し、実践家としての責任を身につける事を目標とする。スーパービジョンに基づく指導を受け、実践力を身に着ける。	精神科医療機関 福祉事業所

(別途、以下の資料を提出)

\* 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等

3.「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。

教職員においては、教育レベルの向上や更なる専門知識を得ることを目的に各種学会参加や研修への参加を奨励している。

本法人の定める教員研修規定において、教員の授業内容・教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を目的している。また専門職としてのスキルアップ等図る目的で日本精神保健福祉士協会や日本ソーシャルワーク教育学校連盟ならびに各種学会が主催する研修会への参加を行っている。

(2)研修等の実績

①推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「日本居住福祉学会 2023 年度研究報告会・研究費獲得セミナー」(連携企業等: 日本居住福祉学会)

期間: 2024年2月10日 対象: 研究者、福祉関係者、教職員等

内容: 「人権としての居住福祉」、居住福祉にかかわる諸課題の解決へむけて

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「国家試験対策研修会」(連携企業等: 滋慶教育科学研究所)

期間 令和5年6月28日～(オンデマンド) 対象: 国試系学科教員

内容: 国家試験合格率の更なる向上に向けて、昨年度の国家試験の結果の振り返り、出題傾向の分析、効果的な国試対策の手法等を研修する。

(3)研修等の計画

①推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「2024年度 日本居住福祉学会全国大会」(連携企業等: 日本居住福祉学会)

期間 令和6年10月5日～6日 対象: 研究者、福祉関係者、教職員等

内容: 「社会的健康と居住福祉政策」、諸外国における「健康と居住」について、他

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「国家試験対策研修会」(連携企業等: 滋慶教育科学研究所)

期間 令和6年10月2日～(オンデマンド+オンライン) 対象: 国試系学科教員

内容: 滋慶学園グループの全教職員がカウンセリングマインドを身につけて、学生や保護者に対応できるようにスキル向上を目指す。JESC認定教員カウンセラー資格取得を目指す。

(別途、以下の資料を提出)

\* 研修等に係る諸規程

\* 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)

\* 研修等の計画(推薦年度における計画)

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

卒業生、保護者代表、近隣関係者、高校関係者ともに、業界関係者により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校教職員が行った自己点検・自己評価の内容を審議・評価することを通し、学校運営の改善に活かすことを方針とします。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	教育成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

※推薦プログラムの教育効果等に対する学校関係者評価の活用状況を具体的に明記  
 中途退学者の減少及び国家試験の合格率の向上をさらに目指すようにという評価結果に対して、「ひとり一人を大切に」という視点に立って、「SSC・学修相談室」の強化、キャリアサポートアンケート及び学校生活アンケートの有効活用等を推進します。また、国家試験を見据え、定期試験をより国家試験に近づけた内容にするように改革します。複数学科の連携を期待されていることから、理学療法科・作業療法科・言語聴覚科・社会福祉科による「多職種連携ゼミ」を強化します。また、産学連携・地域貢献・社会貢献への期待を受け、コロナ禍で活動の止まっていた各種実習・ボランティア活動を再開させていきます。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
西村 吉右衛門	千吉商店・ちおん舎	R6.4.1～R7.3.31	近隣代表
新家 忠弘	理学療法科2年 保護者	R6.4.1～R7.3.31	保護者代表
山本 浩介	京都精華学園中学高等学校	R6.4.1～R7.3.31	高校代表
川原崎 浩介	スポーツ科学科 卒業生	R6.4.1～R7.3.31	卒業生代表
長尾 淳彦	公益社団法人 京都府柔道整復師会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
平野 健一	公益社団法人 京都府鍼灸師会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
麻田 博之	一般社団法人 京都府理学療法士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
小國 由紀	一般社団法人 京都府言語聴覚士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
比護 信子	公益財団法人 京都府スポーツ協会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
津田 勇氣	株式会社ノーザンライツ・コーポレーション	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
奥村 優之	ベレガ株式会社	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
添田 浩生	京滋視能訓練士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
石黒 里香	一般社団法人 京都府作業療法士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
長澤 哲也	一般社団法人 京都社会福祉士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
泉 洋一	佛教大学 福祉教育開発センター	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物・その他( )

URL: [https://www.kyoto-iken.ac.jp/school/public\\_info.html](https://www.kyoto-iken.ac.jp/school/public_info.html)

公表時期: 令和6年10月1日

(別途、以下の資料を提出)

\* 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由(推薦プログラムの対象とする職業分野との関係等)※別紙様式3-2

\* 自己評価結果公表資料

\* 学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

事業計画の実行方針において、提起された目標を具体化するため、企業などから意見聴取を行い、業界の動きを踏まえた実行計画を作成しています。具体的な事例として、講師会等にて授業科目、内容について検討を重ね、意見を反映させてから、様々な企業との連携を図っています。また、卒業生が就職している企業については、就職出陣式や校内企業説明会に誘致するなど、特に積極的に連携し、卒業生が在校生に対して就職活動や業界の動向をレクチャーさせる機会等を設けている。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校長名、所在地、連絡先、学校の沿革、建学の理念、学校安全関連、保健
(2) 各学科等の教育	受入方針、定員、在校生数、卒業生数、カリキュラム(教科課程表)、学年歴、
(3) 教職員	教職員数、学校組織図、教員の実績
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育のコンセプト、キャリア教育マップ、就職の指導
(5) 様々な教育活動・教育環境	設備紹介、海外実学研修、課外活動
(6) 学生の生活支援	中途退学防止への取り組み／進路変更委員会・SSC、健康管理
(7) 学生納付金・修学支援	学費一覧、奨学金・教育ローン案内等
(8) 学校の財務	財務資料
(9) 学校評価	学校関係者評価委員会
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: [https://www.kyoto-iken.ac.jp/school/public\\_info.html](https://www.kyoto-iken.ac.jp/school/public_info.html)

公表時期: 令和6年10月1日

\* 情報提供している資料(推薦プログラムに関するの情報が明示されていること。)

事務担当責任者	フリガナ	イズミタニ タエコ	所属部署	教務部
	氏名	和泉谷 妙子	役職名	教務事務課長
	所在地	〒604-8203 京都市中京区衣棚町51-2		
	TEL	075-257-6507	FAX	075-257-6488
	E-mail	izumitani@kyoto-iken.ac.jp		

(備考)

・用紙の大きさは、日本産業規格A4とする(別紙様式1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6、7、8についても同じ。)

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 精神保健福祉科) 2024年度													
分類			授業科目名	授業科目概要	授業時数/単位数	授業方法			実践的授業方法の種類				
必修	選択必修	自由選択				講義	演習	実験・実習・実技	企業連携	グループワーク	実務家授業	インターンシップ	
○			医学概論 Medical outline	人の成長と発達、心身の構造と機能、主な疾病や障害の概要、リハビリテーションやICF（国際生活機能分類）、健康の概念を学ぶことで、多職種と連携し、支援するために必要な医学知識を得る。	30時間/ 2単位	○						○	
○			心理学理論と心理的支援 Psychology Theory and Psychological Support	心理学理論と、心理的支援の技法の基礎について学ぶ。人の成長・発達と心理の関係、日常生活と心の健康との関係、心理的支援の方法と実際について、社会福祉士に必要な知識を得る。	30時間/ 2単位	○							○
○			社会学と社会システム Sociology and Social System	社会福祉士には人々の社会的行為とは何か、その集合体とは何かなどの理解が求められる。マクロ、ミクロ、そして地域、家族などのメゾレベルを射程に入れ、「社会を見る目」を養う。	30時間/ 2単位	○							○
○			社会福祉の原理と政策 A principle and policy of Social welfare	福祉と福祉政策をキー概念として用い、それらの存在基盤となる現代社会の特徴を明らかにしながら、現代社会における社会福祉のありようについて包括的かつ体系的に理解する。	60時間/ 4単位	○							○
○			社会保障 Social security	社会保障の理念、歴史、構造、財源など全体像、各制度を理解し、当面する課題や諸外国の動向を把握する。	60時間/ 4単位	○							○
○			権利擁護を支える法制度 Laws and systems for Protection of Human Rights	権利擁護に係る成年後見制度や、その関連法制度を理解し、相談援助の専門職として実践的な知識を修得することを目指す。	30時間/ 2単位	○							○
○			地域福祉と包括的支援体制 Community-based welfare and the comprehensive support system	地域福祉の歴史や理論の発展、行政と住民の協働システム、地域福祉のための組織、ソーシャルサポートネットワークの視点、海外における実践などを重視しながら、地域福祉の基礎について理解する。	60時間/ 4単位	○							○
○			障害者福祉 Social welfare for person with a disability	障害者総合支援法を中心に障害者への支援にかかわる法律・制度を学ぶ。また、制度の担い手となる組織・団体、専門職の役割、多職種連携に加え、発達障害者支援法や障害児の支援についても知識を得る。	30時間/ 2単位	○							○
○			刑事司法と福祉 Criminal justice system and social welfare	近年の刑事司法の動向と枠組みおよびその関連分野について学び、刑事司法における社会福祉士、精神保健福祉士の役割について理解する。	30時間/ 2単位	○							○
○			ソーシャルワークの基盤と専門職 The Basic Methods of Social Work and Social Work Profession	これからの時代に求められる地域を基盤としたソーシャルワークの特性である「総合的かつ包括的な相談援助」の理論と実際について理解する。	30時間/ 2単位	○							○
○			ソーシャルワークの理論と方法 Theories and Methods of Social Work	相談援助における人と環境の相互作用に関する理論や、相談援助の対象、さまざまな実践モデルについて理解する。	60時間/ 4単位	○					△		○
○			社会福祉調査の基礎 The Basic Methods of Social Welfare Research	社会調査の意義と目的及び方法の概要や、統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護、量的調査の方法及び質的調査の方法などについて習得する。	30時間/ 2単位	○							○
○			ソーシャルワーク演習 Practice of Social Work Support	個別指導並びに集団指導を通して、具体的援助場面を想定し、知識と技術を実践的に理解し、社会福祉士および精神保健福祉士として求められる基礎的な知識を習得する。	30時間/ 1単位		○					○	△
○			精神医学と精神医療 Psychiatry and psychiatric treatment	代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解し、精神保健福祉士が、精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解し技術を習得する。	60時間/ 4単位	○							○
○			現代の精神保健の課題と支援 Issues in Mental Health and Support System	精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解するとともに精神保健を維持、増進するために機能している専門機関や関係職種との役割と連携における技術を身に付ける。	60時間/ 4単位	○							○

○		精神保健福祉の原理 Principles of Mental Health Social Welfare	精神障害者の定義とその障害特性を構造的に理解し、彼らの生活実態等について理解する。また近年の精神保健福祉士に求められる機能と役割について習得する。	60時間/ 4単位	○						○		
○		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) Theories and Methods of Social Work (Specialized)	精神疾患や精神障害などで生きづらさを抱える人々を取り巻く周辺社会資源に対して精神保健福祉士としての専門性を発揮するための価値、知識、技術を包括的に身に付ける。	60時間/ 4単位	○						○		
○		精神障害リハビリテーション論 Theory of Psychiatric Rehabilitation	精神障害リハビリテーションの概念とプロセス、そしてサービス提供機関等について理解を深め、その知識を援助場面で活用できるよう習得する。	30時間/ 2単位	○						○		
○		精神保健福祉制度論 Systems for Mental Health and Welfare	精神障害者の相談援助活動と法や制度との関わりについて理解を深め、支援方法（生活保障、地域生活を支援するために必要となる相談支援、居住支援、就労支援等の仕組みや支援システムの活用）を身に付ける。	30時間/ 2単位	○						○		
○		ソーシャルワーク演習 (専門) Practice of Mental Health Welfare Support (Specialized)	個別指導並びに集団指導を通して、具体的援助場面を想定し、知識と技術を実践的に理解し、相談援助職たる精神保健福祉士として求められる基礎的な知識を習得する。	90時間/ 3単位	○					△	○		
○		ソーシャルワーク実習指導 Practical Coaching of Mental Health Welfare Support	精神保健福祉士の専門性に基いて人々の自己実現を支援することができることを目標とする。精神障害者の現状、生活実態や生活上の困難について理解を深める。また精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力、セルフマネジメントスキルを習得する。	90時間/ 3単位		○				○	△		
○		ソーシャルワーク実習 Practical Training of Mental Health Welfare Support	実習を通してソーシャルワーカーとしての自覚を促し、実践家としての責任を身に付ける事を目標とする。スーパービジョンに基づく指導を受け、実践力を身に付ける	210時間/ 7単位						○	○	△	△
合計授業時数/単位数				要件該当授業時数/単位数									
1200時間/66単位				1200時間/66単位									

(1) 企業等と連携して行う授業における連携の基本方針

学生の多様化、実習先の増加に伴い、良い学びのために情報共有を積極的におこなう。今後も社会福祉士の活躍の場は広がることが予想されるため、連携先を広げていく。

(2) 企業等と連携して行う授業における連携内容

※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

相談援助演習・相談援助実習指導では、社会福祉士の活動領域や活動内容を知るだけでなく、そこで活動するために必要な知識や技術をグループワークや、卒業生・ゲストスピーカーへのインタビューなどを通じて学ぶ。また、対人コミュニケーションを通じて、自分自身の特徴を知ること、セルフケアについても学ぶ。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。

3 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。

4 実践的授業方法の種別については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。

5 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

6 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目(必修・選択必修・自由選択を問わない)の合計単位時間数等を記入すること。

(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。

教職員においては、教育レベルの向上や更なる専門知識を得ることを目的に各種学会参加や研修への参加を奨励している。

本法人の定める教員研修規定において、教員の授業内容・教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を目的としている。また専門職としてのスキルアップ等図る目的で日本社会福祉士会や日本ソーシャルワーク教育学校連盟が主催する研修会への参加を行っている。